

平成28年度 第1回 高知市自立支援協議会 説明資料

平成28年5月23日（月）
総合あんしんセンター
高知市健康福祉部 障がい福祉課

次 第

- 1 開会
- 2 異動等に伴う委員及び事務局職員紹介
- 3 報告・協議事項
 - ①協議 地域生活支援拠点（短期入所事業所調査報告等）
 - ②報告 平成27年度障害者相談センター実績報告等
 - ③協議 基幹相談支援センター（事務局説明及び今後の論点整理）
- 4 その他
- 5 閉会

3 報告・協議事項

①協議 地域生活支援拠点（短期入所事業所調査報告等）

短期入所事業所実態把握調査 概要

- 目的 短期入所事業所の実態把握
地域生活支援拠点整備の基礎資料
- 対象 高知市内の指定短期入所事業所（9事業所）
- 方法 アンケート調査（9事業所）、ヒアリング（うち5事業所）
平成28年4～5月
- 結果 9事業所からアンケート回答、5事業所にヒアリングを実施

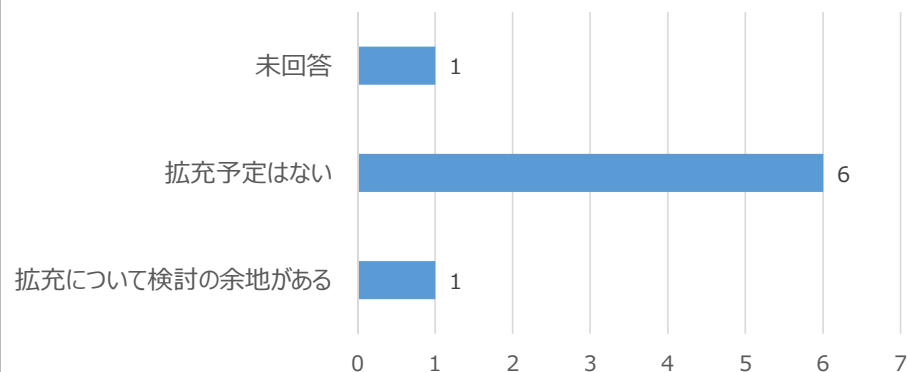
平成27年度 短期入所事業 実績

	開所日数 (A)	対象者数	実利用者数 (B)	延利用日数 (C)	一日平均 (C) / (A)	一人あたり (C) / (B)
高知市給付実績 (市外事業所含む)	366	支給決定者数 653	198	10,225	27.9	51.6
市内事業所 (アンケート集計値)		契約者数 272	184 (うち高知市117)	6,882	18.9	37.4

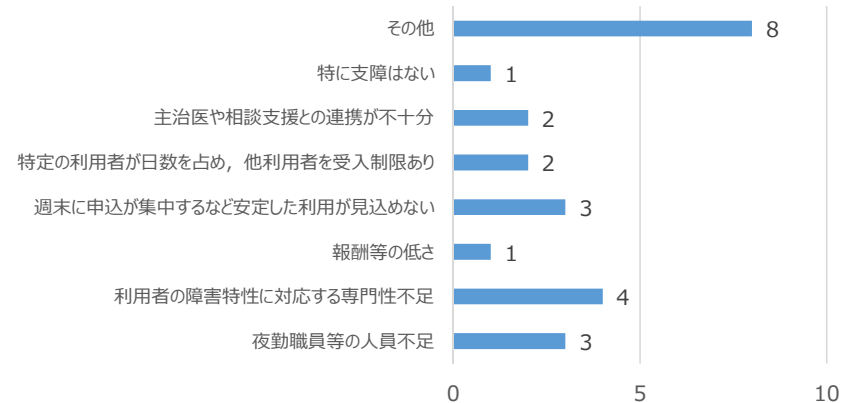
給付実績からみた市内事業所のカバー率 57.1%

アンケート結果

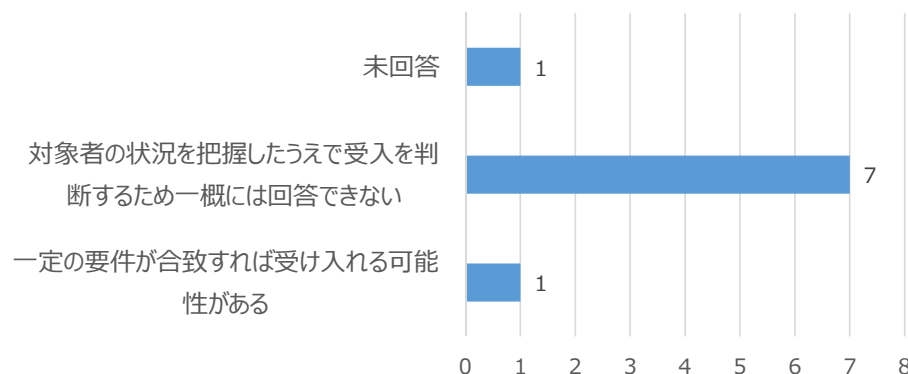
短期入所事業の拡充予定



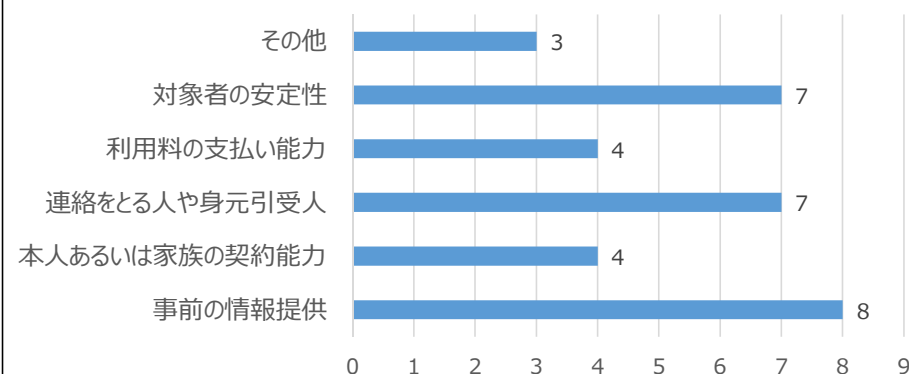
事業の支障となる要因（複数回答）



緊急時の受入態勢



利用にあたっての要件等（複数回答）



運営上の支障点（ヒアリングより）

【共通】

- ・緊急時や新規利用者を受け入れる際のリスクがある
- ・職員の人員や対応力が不十分（特に重度者の受入時に顕著）

【身体】

- ・入浴曜日や食事時間といった生活習慣の違いによる支障

【知的】

- ・短期入所者が施設入所者と同じ生活圏域にいることによる支障

【精神】

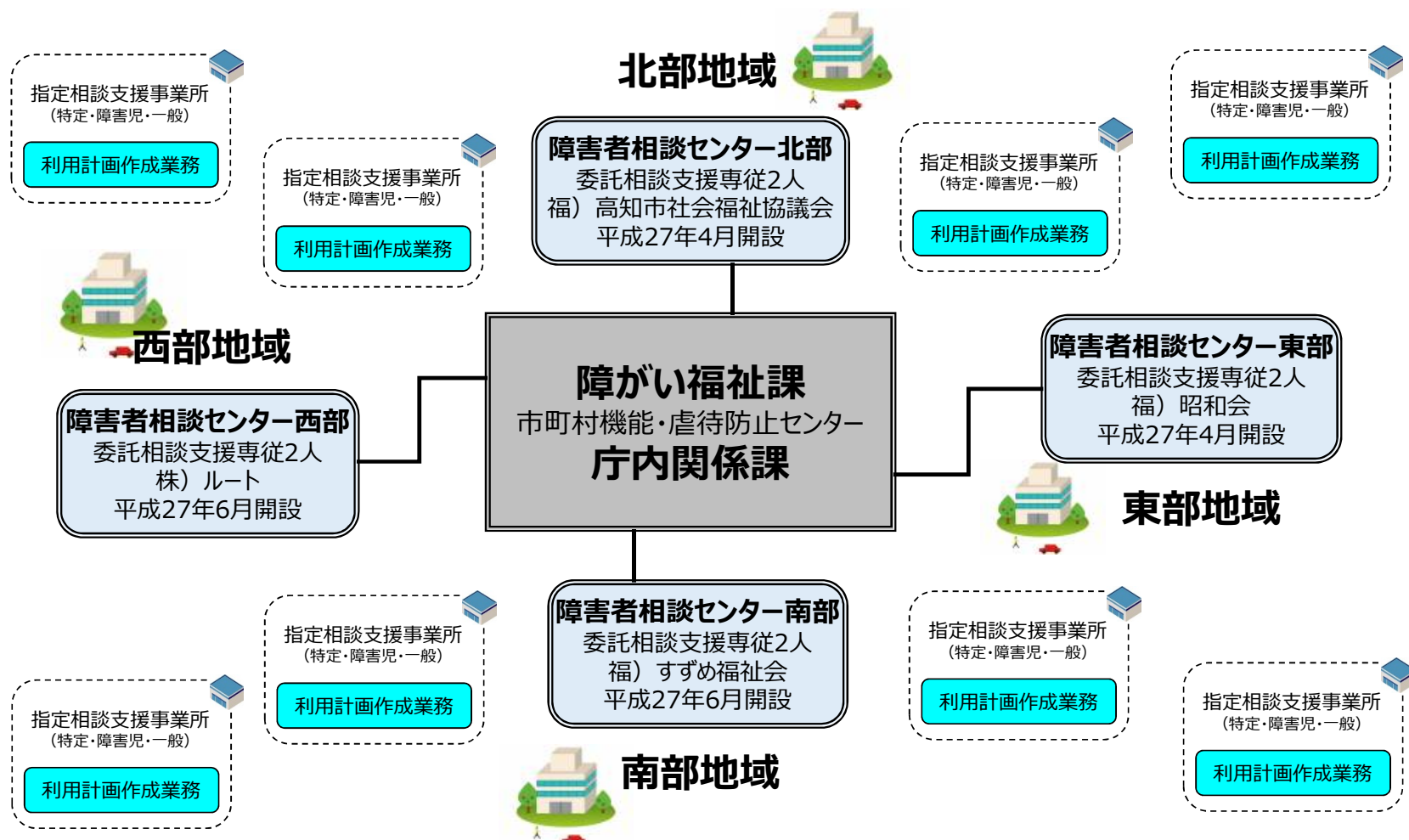
- ・病状が安定していても「何かあったら・・・」という緊張感

3 報告・協議事項

②報告 平成27年度障害者相談センター実績報告等

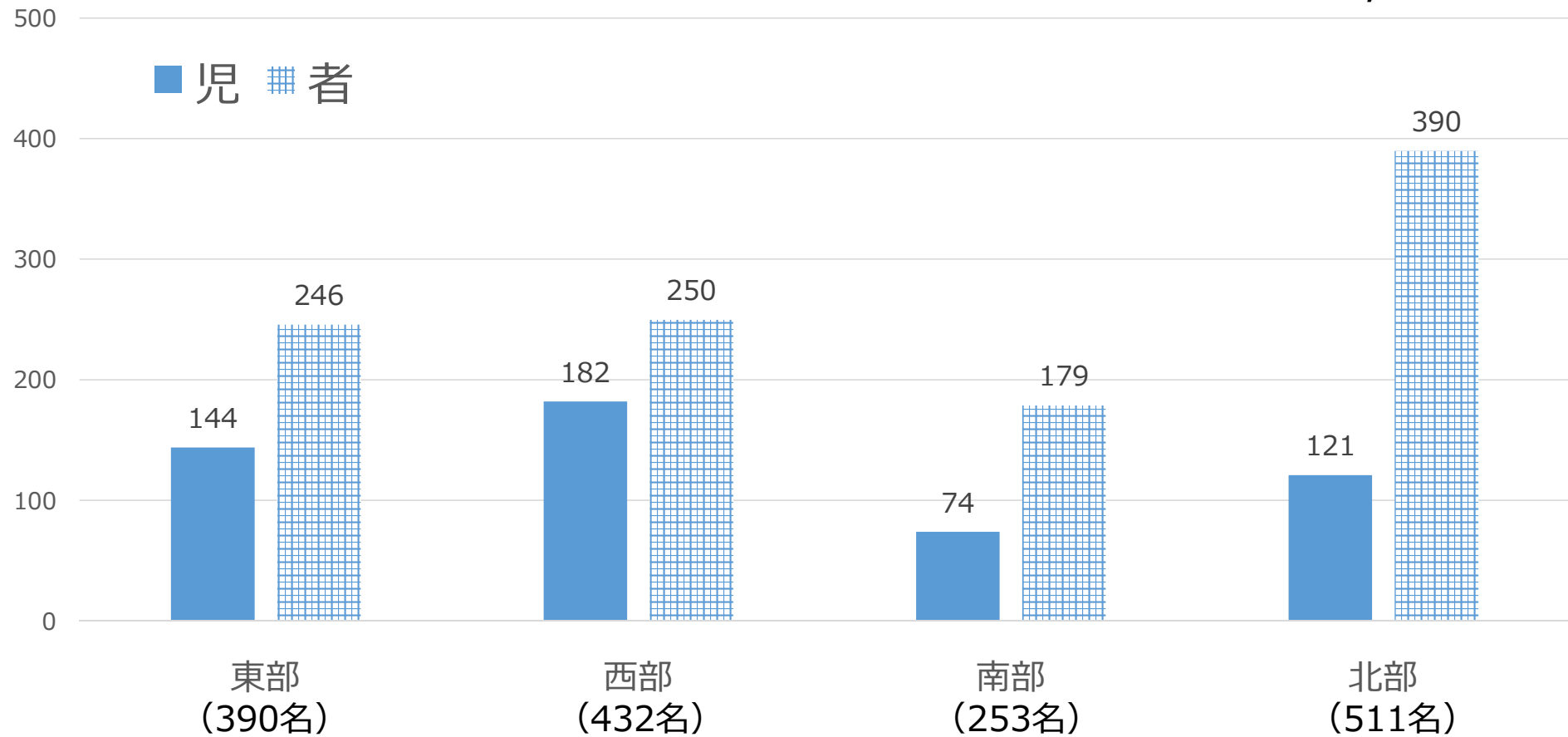
高知市の相談支援体制

平成27年4月～ 東部・北部開設
" 6月～ 西部・南部開設

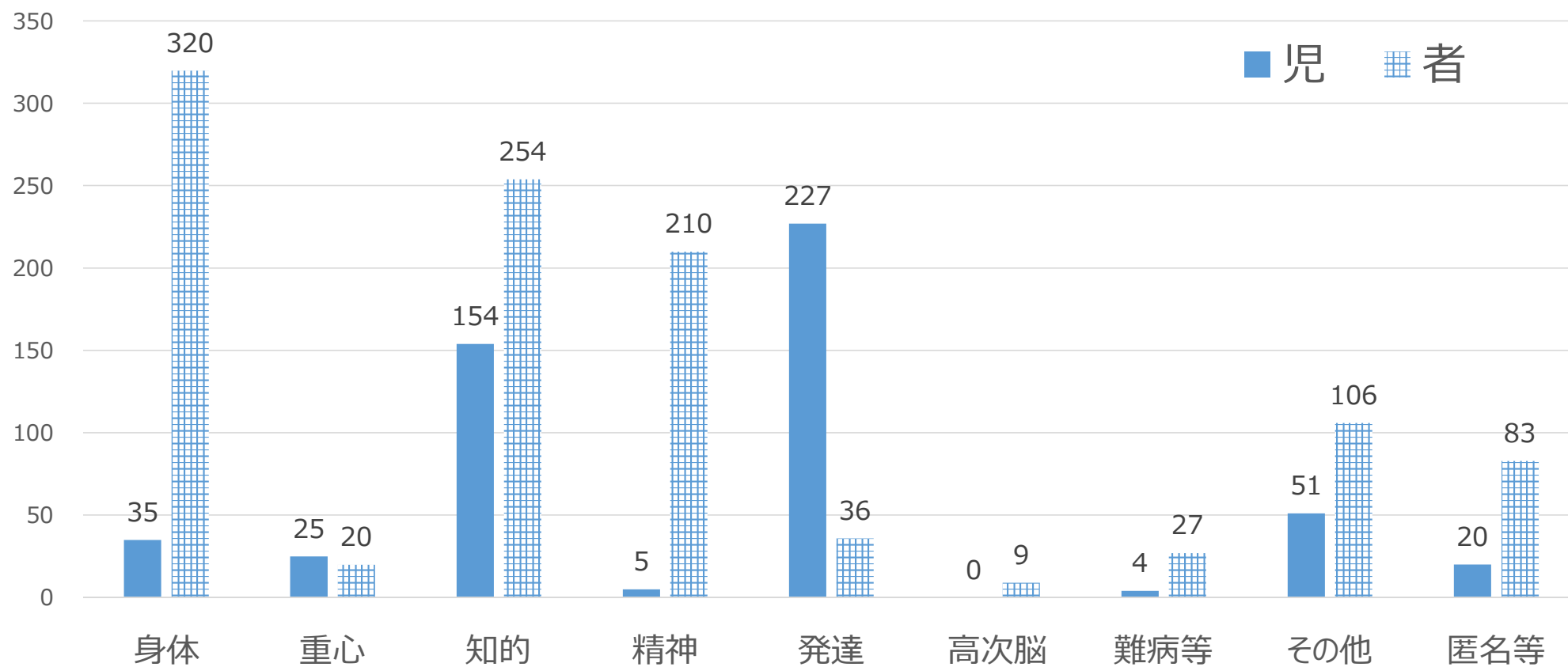


実績1 相談対応実人員

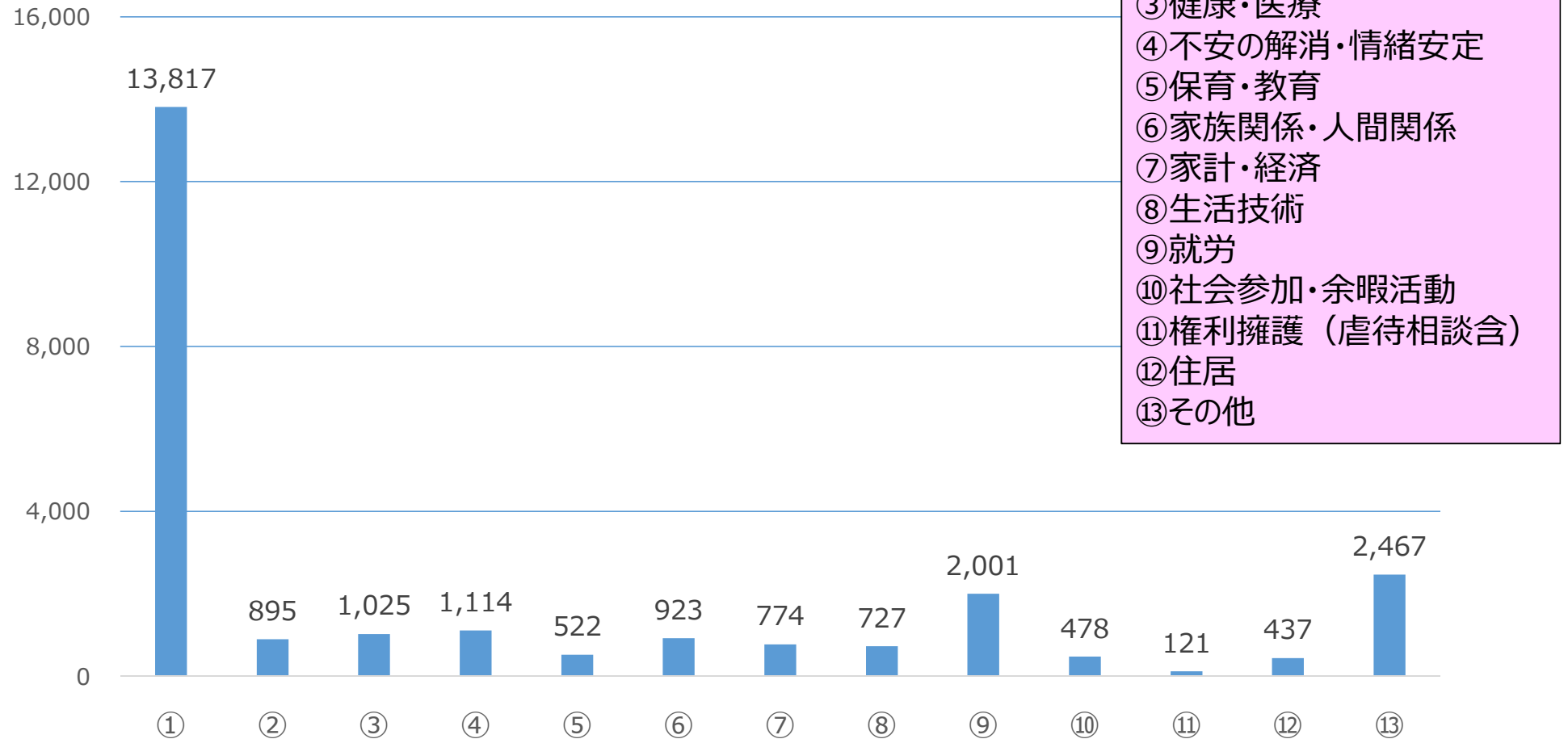
合計1,586名



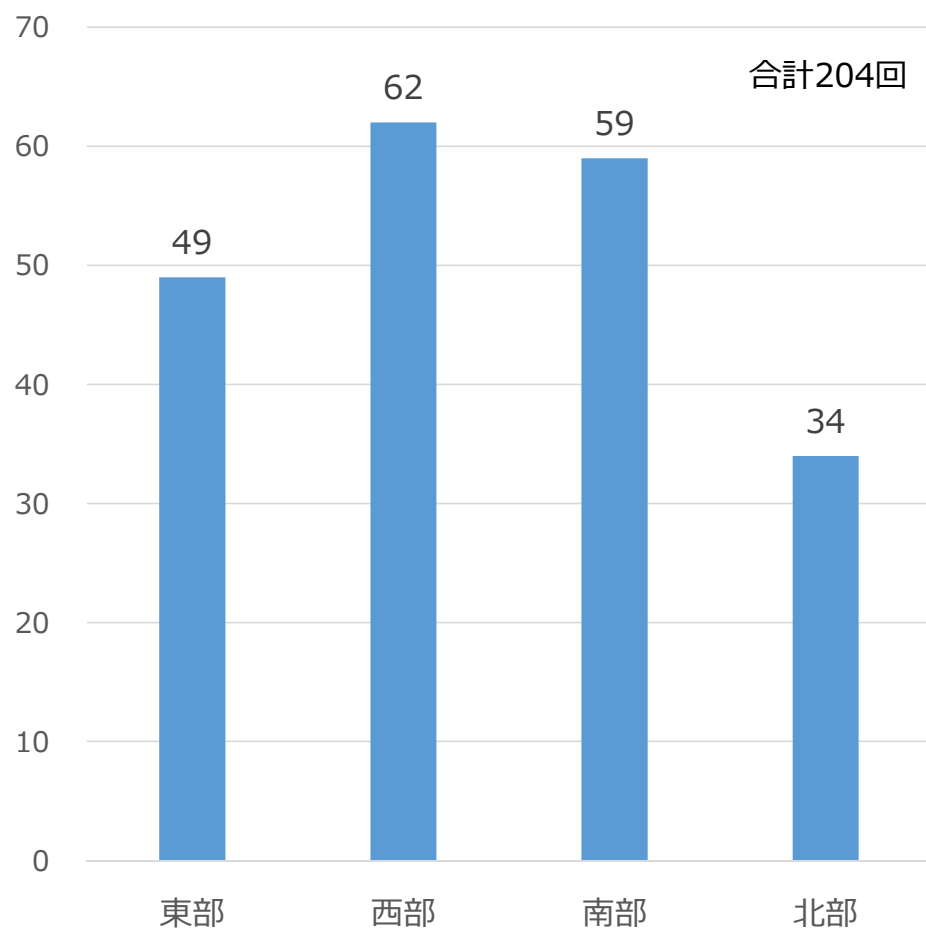
実績2 障害種別（1,586名の内訳）



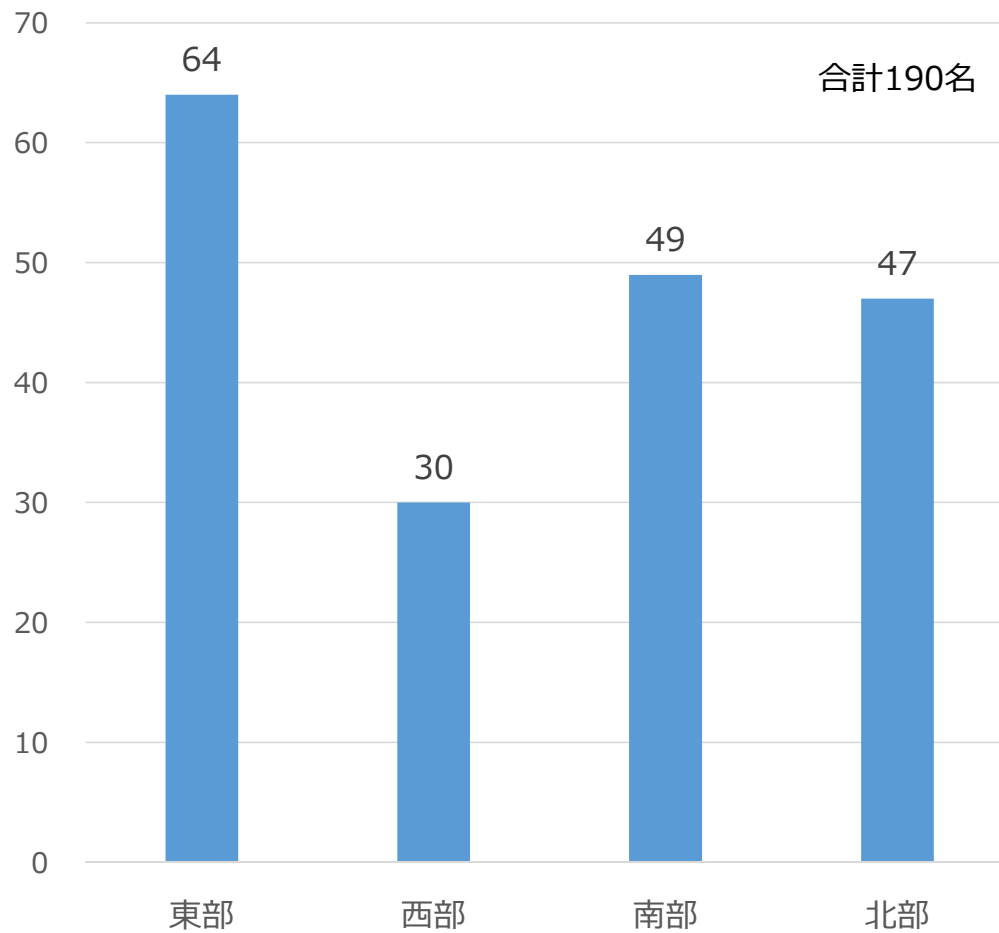
実績 3 相談内容内訳（延件数）



実績 4 個別支援会議の状況



実績 5 セルフプラン作成支援件数



平成27年度障害者相談センター活動 まとめ

- 制度改正により障害福祉サービス利用者は指定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成、障害者相談センターは地域の相談窓口として4センターへ再編。移行に伴う大きな混乱はなかった
- あらゆる障害のある市民から多様な相談が寄せられた
- 今後は個別支援の充実を図りながら、地域内の支援業務にも取り組む

3 報告・協議事項

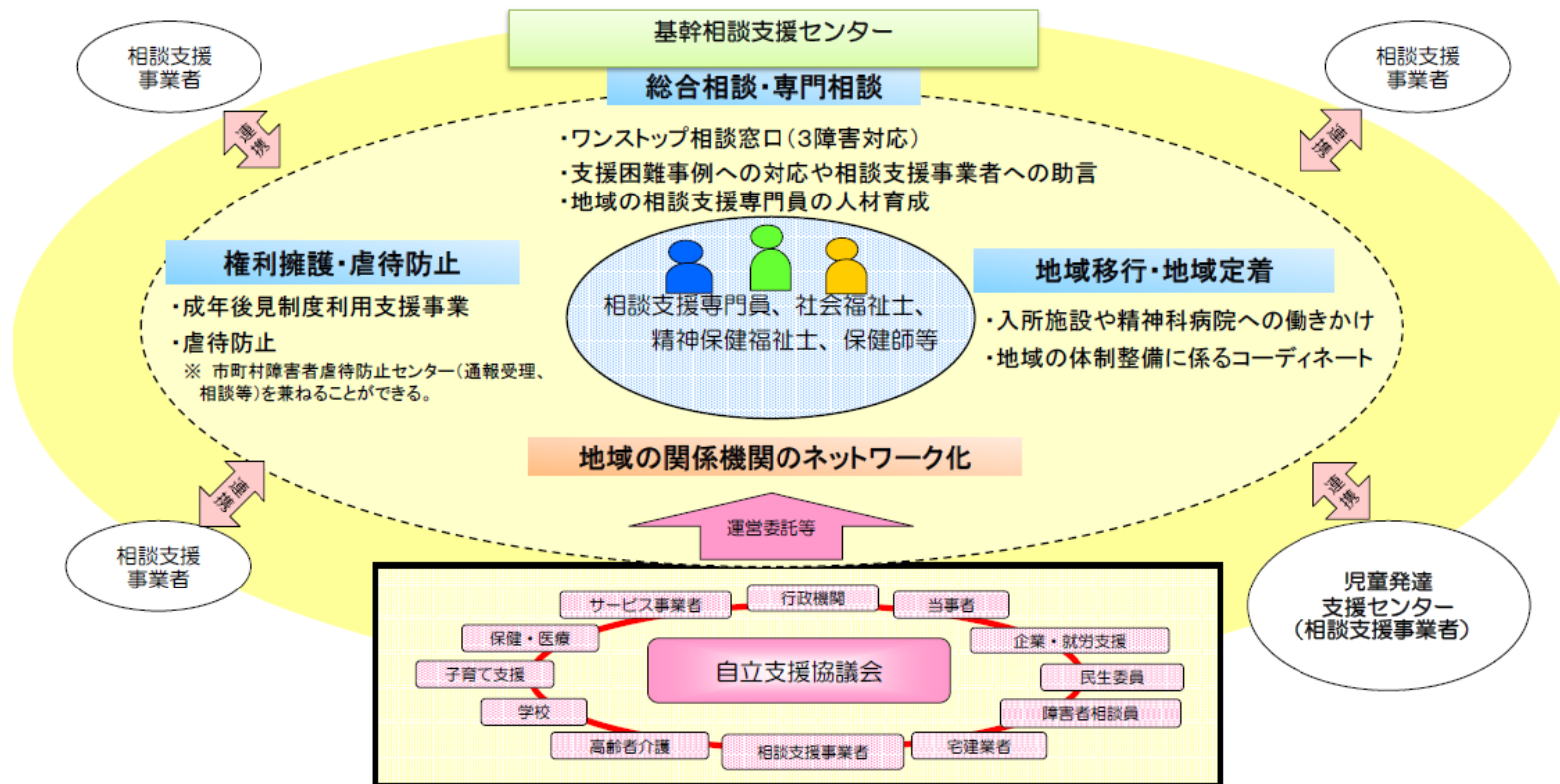
③協議 基幹相談支援センター（事務局説明及び今後の論点整理）

基幹相談支援センターイメージ図

○ 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

○ 交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金による以下の補助や社会福祉施設整備費補助金による施設・設備整備への補助を概算要求。

①専門職の配置 ②地域の体制整備のコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）



障害者相談支援事業と基幹相談支援センターの役割・機能（国実施要綱より抜粋・修正）

	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター
設置主体 設置方法	市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託可）※必須	単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる
目的	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。 相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。

	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター
業務内容	(1) 福祉サービスの利用援助 (2) 社会資源を活用するための支援 (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利の擁護のために必要な援助 (6) 専門機関の紹介 等	(1) 総合的・専門的な相談支援の実施 (2) 地域の相談支援体制の強化の取組 (3) 地域移行・地域定着の促進の取組 (4) 権利擁護・虐待の防止
人員体制	特に定めはないが、本市は相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のうち 1 名以上の配置を求めている	地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）
本市の状況	委託にて東西南北 4 ヶ所に各 2 名の専従職員を配置し運営	未設置（平成30年度設置の方針）
その他	委託の場合は、障害支援区分に係る認定調査の委託が可能（本市は委託していない）	全国で約25%の自治体で設置（高知県内はゼロ）

高知市での設置協議経過

■平成25年2月、5月、平成26年2月に「相談支援事業に関するあり方検討会」を開催

- ・当時の障害者相談支援事業（障害別、7ヶ所）の随意契約方法の見直し
- ・平成27年度から必須となるサービス等利用計画を作成する指定相談支援事業所の増加対策が急務
- ・運営方法として「各法人からの出向方式」は困難との結論、継続協議となる
- ・市として平成27年度から基幹相談支援センターの設置方針としたが、指定相談支援事業所の増加対策を優先せざる得なくなり、先行して障害者相談支援事業（東西南北の障害者相談センター）の再編を行い、基幹相談支援センターの設置は平成30年度以降に方針修正する

本市における相談支援体制の現状／各機関の役割

